都道府県

各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長 (公印省略)

令和3年度高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進 事業に係る国庫補助協議書の提出について(追加協議)

高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

標記事業は、高齢者向け集合住宅(以下「集合住宅」という。) への重点 的な実地指導が可能となるよう都道府県及び市町村の指導体制の強化を支援す るものです。(別紙1及び別紙1-2参照)。

既に、標記事業について、当初協議を行ったところですが、今年度、追加で本事業の実施を希望する都道府県、指定都市及び中核市がございましたら、下記のとおり協議書(別紙2(別紙2-2及び別紙2-3参考の上作成))の提出をお願いいたします。

なお、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」(令和3年3月18日付け老指発0318第1号、老高発0318第1号、老推発0318第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知)に基づき実地指導の強化を行う場合は、優先的に採択しますのでご留意ください。

また、都道府県におかれましては、指定都市及び中核市以外の市町村も補助 対象であることから、管内市町村(指定都市及び中核市は除く。以下同じ)に 対して、再度、ご周知いただくとともに、標記事業の実施が望まれる市町村が ある場合には、個別に勧奨いただく等ご協力をお願いします。

1. 提出資料

別紙2「令和3年度高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業国庫補助協議書」

2. 手続等留意事項

- (1)本事業の実施を希望する場合は、上記、国庫補助協議書に事業内容(採用予定者の資格や経験等の具体的な実施方法及び選定集合住宅及び関連事業所候補等)が分かる資料を添付の上、当室へ送付してください。
- (2) 提出資料の作成にあたっては、高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業実施要綱(別紙1)、補助事業概要(「別紙1-2」を参考にしてください。
- (3) 必要に応じて、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがありますので、ご留意ください。

3. 提出期限

令和3年7月30日(金)

4. 提出方法及び提出先

提出資料については、下記あてメールにて送信してください。

(※メールの標題には「国庫補助追加協議」と記載してください。)

厚生労働省老健局介護保険指導室

Tel.: 03-3595-2076 Fax: 03-3592-1281

Mail: kaigoshidou@mhlw.go.jp

5. その他

本事業を実施した場合は、後日、効果の報告(別紙3-1)及び結果報告書 (別紙3-2) をご提出いただきますので、あらかじめ、ご承知おきください。

提出期限は令和4年5月31日(火)とします。

6. 参考

本事業の予算科目

(項)介護保険制度運営推進費

(目) 介護保険事業費補助金